

山梨県公報

第四百八十一号

令和六年

六月二十日

木曜日

目次

○令和六年度山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金の元利償還金徴収の事務委託	二四九
○救急病院等の認定	二四九
○保安林の指定の解除の予定	二四九
○建築基準法に基づく道路位置指定	二四九
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出	二四九
○車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法	二五〇
○開発行為に関する工事の完了について	二五一

告示

山梨県告示第五百五十七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定により、高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸付金の元利償還金の徴収に関する事務を令和六年四月一日に次の者に委託した。

令和六年六月二十日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 受託者 甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
 - 二 委託の期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

山梨県告示第五百五十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

令和六年六月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

救急診療所の名称及び所在地

名称	所在地
青沼整形外科	南アルプス市小笠原千六百十一番地一

認定期限 令和九年六月一日

山梨県告示第五百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和六年六月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 解除に係る保安林の所在場所 上野原市大野字古城四〇〇六・字日向沢六〇八二の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和六年六月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和六年六月十四日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市下吉田東二丁目三千四百四十八番一
- 三 指定道路の幅員 六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 三十九・八四メートル

公告

大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年六月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ山梨 山梨県山梨市下石森字宮ノ前七一一番地
2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博 東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号	大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十一号

3 変更の年月日 令和六年三月十三日

三 届出年月日 令和六年五月二十二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和六年十月二十一日まで

● 車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和六年六月二十日

一 指定する道路の路線及び区間

山梨県知事 長 崎 幸太郎

路線名	区間
県道韮崎南アルプス中央線	韮崎市円野町下円井字八石五七八番一地从先から 韮崎市円野町下円井字仁反田四〇二六番地先まで 南アルプス市吉田字前原六二二番九地先から 中央市成島字中田一二七四番三地从先まで
県道甲府中央右左口線	中央市成島字中田一二七四番三地从先から 中央市乙黒字五反田九六番一〇地先まで
県道南アルプス甲斐線	南アルプス市藤田字双柳二五八〇番一地从先から 南アルプス市鏡中篠字将監二二六六番一地从先から 南アルプス市鏡中篠字将監二二四二番二地从先まで

二 指定する期日 令和六年七月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲

げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年六月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字栗木林千三百八十五番四十三の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都新宿区西新宿六丁目五番一号 株式会社ビジョン 代表取締役 佐野 健一

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番